

修正対象物品の令和2年度における輸入数量

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の8第4項の規定に基づき、令和2年度の初日等から令和3年3月31日までの修正対象物品の各輸入数量を下記のとおり公表する。

記

1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（日豪EPA）

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	140,000 トン	111,173 トン	28,827 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	205,000 トン	144,454 トン	60,546 トン

2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP（TPP11））（牛肉以外）

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
4	豚肉	オーストラリア	813 トン	696 トン	117 トン
5	豚肉	カナダ	273,815 トン	235,717 トン	38,098 トン
6	豚肉	シンガポール	0 トン	0 トン	0 トン
8	豚肉	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
10	豚肉	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
13	豚肉	メキシコ	120,757 トン	104,742 トン	16,015 トン
14	豚肉調製品	オーストラリア	19 トン	3 トン	16 トン
15	豚肉調製品	カナダ	33 トン	22 トン	11 トン
16	豚肉調製品	シンガポール	8 トン	0 トン	8 トン
18	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
20	豚肉調製品	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
23	豚肉調製品	メキシコ	0 トン	0 トン	0 トン
24	ホエイ（乳たんぱく質25%未満）	発効国全体	5,667 トン	0 トン	5,667 トン
25	ホエイ（乳たんぱく質25%以上45%未満）	発効国全体	5,056 トン	0 トン	5,056 トン
26	オレンジ	発効国全体	39,000 トン	725 トン	38,275 トン
27	SPF製材	カナダ	1,636,000 m ³	851,037 m ³	784,963 m ³
28	パーティクルボード	ニュージーランド	67,200 m ³	31,993 m ³	35,207 m ³
29	OSB等	カナダ	233,000 m ³	129,357 m ³	103,643 m ³
31	合板	ベトナム	206,000 m ³	117,254 m ³	88,746 m ³
33	針葉樹合板	カナダ	7,200 m ³	104 m ³	7,096 m ³
35	針葉樹合板	ニュージーランド	62,400 m ³	4,171 m ³	58,229 m ³

3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日欧EPA）（牛肉以外）

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
38	豚肉	欧州連合	387,980 トン	257,441 トン	130,539 トン
39	豚肉調製品	欧州連合	5,076 トン	3,142 トン	1,934 トン
40	ホエイ（乳たんぱく質25%未満）	欧州連合	2,611 トン	775 トン	1,836 トン
41	ホエイ（乳たんぱく質25%以上45%未満）	欧州連合	2,267 トン	39 トン	2,228 トン
42	オレンジ	欧州連合	2,000 トン	0 トン	2,000 トン

4. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（日米貿易協定）（牛肉以外）

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
45	豚肉	アメリカ合衆国	305,378 トン	247,622 トン	57,756 トン
46	豚肉調製品	アメリカ合衆国	2,155 トン	554 トン	1,601 トン
47	ホエイ（乳たんぱく質25%未満）	アメリカ合衆国	1,100 トン	0 トン	1,100 トン
48	ホエイ（乳たんぱく質25%以上45%未満）	アメリカ合衆国	1,000 トン	61 トン	939 トン
49	オレンジ	アメリカ合衆国	37,050 トン	12,440 トン	24,610 トン

5. 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（日英EPA）（牛肉以外）

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
52	豚肉	英国	97,025 トン	49,711 トン	47,314 トン
53	豚肉調製品	英国	1,269 トン	740 トン	529 トン
54	ホエイ（乳たんぱく質25%未満）	英国	653 トン	112 トン	541 トン
55	ホエイ（乳たんぱく質25%以上45%未満）	英国	567 トン	5 トン	562 トン
56	オレンジ	英国	1,500 トン	0 トン	1,500 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）別表第1に規定する項番号。
- ・1の項及び2の項の各輸入数量には、オーストラリアを原産地とするCPTPP適用牛肉の各輸入数量を含む（関税暫定措置法施行令第19条の3）。
- ・3の項、37の項、44の項及び51の項（牛肉）は、別途公表。
- ・26の項、42の項及び49の項（オレンジ）は、12月1日から毎月末までの修正対象物品の輸入数量を公表（関税暫定措置法施行令第19条の9）。
- ・52の項から56の項までは、1月1日から毎月末までの修正対象物品の輸入数量を公表（関税暫定措置法第7条の8第4項）。
- ・52の項の輸入数量には38の項の輸入数量、53の項の輸入数量には39の項の輸入数量、54の項の輸入数量には40の項の輸入数量、55の項の輸入数量には41の項の輸入数量、56の項の輸入数量には42の項の輸入数量を含む（関税暫定措置法施行令第19条の3）。